指針

基本理念　納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信

税理士　疋田　英司
税理士　中冨　強
税理士　藤本　正行
税理士　風間　慎一

COOLBIZ

クールビズ実施中です。ノーネクタイ、軽装でご対応しております。ご理解・ご協力をお願いします

9月の税務・労務

7月決算法人の確定申告 1月決算法人の中間申告 10,1,4月決算法人の消費税中間申告(年税額400万円超)	9月の決算応答日
源泉所得税、特別徴収税額8月分納期限	9月10日(火)
社会保険料・子ども子育て拠出金(8月分)納付期限	9月30日(月)

9月の行事・業務案内

1(日)　防災の日　二百十日
8(日)　白露
9(月)　重陽　救急の日
11(水)　二百二十日
13(金)　世界法の日　十五夜
16(月)　敬老の日
20(金)　彼岸入り
23(月)　秋分の日
26(木)　彼岸明け
27(金)　世界観光の日

今号の紙面

○キャッシュレス消費者還元事業
○複数税率導入に伴う処理の変化
○最低賃金が１０月から引きあげ
○時間外労働の上限規制が実施
○９月の事務こよみ
○事業用決済もキャッシュレス消費者還元
○地方税の電子納税が10月から
Q&A未分割の預金から仮払い制度

https://kskj.jp　　LINEID

LINE WORKS

消費税増税前のチェック

キャッシュレス消費者還元事業を行う場合

政府は消費税増税に伴う補助制度を行います。

事業者はこの制度を活用することで、増税に伴う売り上げ減少の影響を少しでも食い止めることができる可能性があります。実施まで1か月を切りましたが概要をご紹介します。

キャッシュレス消費者還元事業

消費税増税に伴い、キャッシュレス決済を利用した消費者にポイントを還元する事業が10月から実施されます。

ポイントの還元率は、最大5%還元で、キャッシュレス決済事業者が独自に上乗せするポイントもあるようなので、消費者が利用するキャッシュレス決済事業者は、どれが一番有利なのか判断が難しい状況です。

一般の事業者の場合、次の特典があり、導入を後押ししています。

① 消費者への還元率は5%（フランチャイズ店などは2%）
② 加盟店手数料は2%台以下（通常は3%以上）になるよう補助あり
③ 決済端末の費用が無料（国等の補助）になります。

なお、この事業は2020年6月までの9か月間だけで、事業終了後は還元は終了し加盟店手数料の補助もなくなります。事業者の登録は決済業者を経由して申請します。

なお、還元の対象とならない品目もありますのでご注意ください。例えば保健医療、車両、家などが対象外となります。

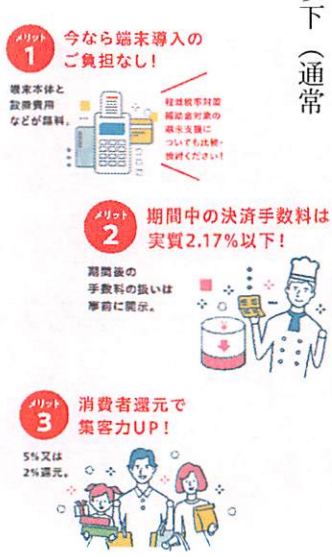

キャッシュレス取引一覧

種類	電子マネー	デビットカード	モバイルウォレットスマホ決済	クレジットカード
	交通系 流通系など	即時銀行引き落とし	リアルタイム決済	後払い 与信機能
支払方法	タッチ式	磁気カード ＩＣカード タッチ式	ＱＲコード タッチ式	磁気カード ＩＣカード タッチ式

〒573-1192 大阪府枚方市西禁野２－４－１７第５松葉ビル３階
072(805)5252　FAX072(805)5253
info@kskj.jp　チャットワークＩＤ：hikita

複数税率導入に伴う処理の変化

●区分記載請求書等保存方式の実施

10月増税以降、請求書等の様式は「区分記載請求書等保存方式」となり、複数税率の適用範囲を表現することとなります。

売上において軽減税率が含まれる場合、請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに合計した税込対価の額」を記入する必要があります。

この基準は仕入れの際にも影響します。仮に、記載がされていない請求書等を受け取った場合は要件を満たすように追記する必要があります。とりわけ、零細な小売業者などは免税事業者も多く、新しい基準を満たす領収書の受領は難しい場合があります。この場合、消費税法では先にご説明した追記が求められることになります。

さらに仕訳帳や総勘定元帳などの帳簿にも税率区分を記載する必要があります。

●旧税率と軽減税率は異なります。

見た目は同じ8%でも、旧税率は国6・3%、地方1・7%でしたが、軽減税率では国6・24%、地方1・76%です。

また、会計ソフトを古いままで使用すると旧税率8%で計算してしまう可能性があります。注意しましょう。

●令和5年から適格請求書等保存方式が導入されます。

区分記載請求書等保存方式に加えて事業者番号と税率ごとの消費税額を記載する方式に変わります。

この適格請求書等保存方式はインボイスといわれております。

導入後は事業者番号の記載がない請求書等の課税仕入れは不可能となる場合があります。書類の保存管理もふくめ、ネット取引の場合の記録保存なども怠りのないようにお願いします。

●中小企業者の特例

中小企業者に該当する場合で軽減税率と標準税率の区分が困難な場合は一定の期間、特例計算が認められています。

中小企業とは前々事業年度（個人の場合は前々年）の課税売上が5000万円以下の場合です。詳細は担当者までご相談ください。

すべての事業者に共通

□	区分記載請求書等保存方式と適格請求書等保存方式を理解しましたか？
□	上記保存方式に対して、自社の請求書等で必要な対応を把握しましたか？
□	自社の扱う商品に軽減税率の対象品目が含まれるか検討しましたか？
□	過去において軽減税率の対象品目である取引や経費精算が含まれるか、影響があるか検討しましたか？
□	会計システムや経費精算において、税率引き上げ後の税区分に対応できますか？
□	同一のレシートに通常税率と軽減税率の品目が含まれる場合の経費精算や仕訳の入力について検討しましたか？
□	軽減税率への対応について従業員への周知を実施しましたか？（見積書など）
□	商品価格の改定を検討しましたか？値札やメニューの見直しは必要ですか？
□	発行する請求書等で10月1日以降は適切な税率に変更することを確認しましたか？
□	消費税の計算について顧問税理士と相談しましたか？・・決算書から税額計算ができなくなります
□	キャッシュレス・消費者還元事業を利用するか検討されましたか？
□	税率引き上げについて経過措置の対応を確認しましたか？
□	10月1日前後の取引や月末でない締め日について、対応を社内や取引先と打合せしましたか？

メインの取引が軽減税率対象品目を含む場合

□	9月30日までに複数税率に対応できるレジシステムの改修を実施しましたか？
□	請求書が区分記載になっていることを確認しましたか？
□	軽減税率の判断が品目にあるか確認しましたか？
□	軽減税率と標準税率が混在する場所や表示の配慮、対応マニュアルは適切ですか？
□	軽減税率について問い合わせがあった場合に、適切な対応ができますか？
□	従業員の理解は十分ですか？マニュアル整備や教育に必要性を検討しましたか？
□	標準税率と軽減税率の区分が困難な場合、特例計算の適用を検討しましたか？

最低賃金を地方審議会に答申
東京・神奈川が1000円台に
10月から実施予定

7月31日厚生労働省は「令和元年度地域別最低賃金額改定の目安について」を発表しました。引き上げ額の基準は、東京や大阪などAランクとされる地域は28円引き上げるという目安を示しています。この目安をもとに、各地域の審議会で協議して地域別最低賃金が決定されます。

正式決定後、今年の10月から適用される予定です。実施日は都道府県によって異なりますので、注意してください。

実施されると全国平均は901円になります。最も高い東京は1013円、最低額は790円となり、その差は223円に及びます。800円を下回る県は17県になりますが、来年度はすべての県で最低800円となりそうです。

政府が19年度の経済財政運営の基本方針（骨太の方針）で「より早期に全国平均で1000円を目指す方針」を明記したのを受け、引き上げ額に注目が集まっていました。

経営者にとっては、有給休暇の取得義務化や、同一労働同一賃金制度の法制化が続き、労働法制との整合性をとる必要があります。

令和元年度　最低賃金予想額

都道府県	2017	2018	2019
北海道	810	835	861
青森	738	762	790
岩手	738	762	790
宮城	772	798	824
秋田	738	762	790
山形	739	763	790
福島	748	772	798
茨城	796	822	849
栃木	800	826	853
群馬	783	809	835
埼玉	871	898	926
千葉	868	895	923
東京	958	985	1013
神奈川	956	983	1011
新潟	778	803	830
富山	795	821	848
石川	781	806	832
福井	778	803	829
山梨	784	810	837
長野	795	821	848
岐阜	800	825	851
静岡	832	858	885
愛知	871	898	926
三重	820	846	873
滋賀	813	839	866
京都	856	882	909
大阪	909	936	962
兵庫	844	871	899
奈良	786	811	837
和歌山	777	803	830
鳥取	738	762	790
島根	740	764	790
岡山	781	807	833
広島	818	844	871
山口	777	802	829
徳島	740	766	793
香川	766	792	818
愛媛	739	764	790
高知	737	762	790
福岡	789	814	841
佐賀	737	762	790
長崎	737	762	790
熊本	737	762	790
大分	737	762	790
宮崎	737	762	790
鹿児島	737	761	790
沖縄	737	762	790
加重平均	848	874	901

時間外労働の上限規制が改正されています

今年4月施行された改正労働基準法では、法定時間外労働を超えて働かせた場合、罰則が設けられることになりました。

業種によっては一部取り扱いが異なる場合があります。36協定など取り扱いに注意しましょう。

原則	1か月	45時間
	1年間	360時間

変形労働制の場合1か月42時間
1年320時間となります。

例外	1か月	100時間未満
	2～6か月平均	80時間以内
	1年間	720時間

100時間、80時間には休日労働の時間も含まれます。

事務ごよみ

●新標準報酬月額の確認と通知

毎年「9月分」の給与から、定時決定によって決まった新しい標準報酬月額に基づく社会保険料の個人負担分を給与から控除することになります。

標準報酬月額決定通知書が届く時期ですから、社員それぞれに新しい標準報酬月額を通知するとともに、被保険者台帳や賃金台帳を更新し、変更に備えましょう。

●秋の健康診断の実施

秋は健康診断のシーズンです。定期健診の実施にあたっては、早めに健診機関と日程を調整の上、社員に日次・場所を周知しましょう。

●郵便料金改定への対応

10月1日から、定形郵便物が84円に、はがきが63円になります。

事業用決済もキャッシュレス消費者還元の対象です。

キャッシュレス決済にともなう還元は法人カードなど事業向け決済でも利用は可能です。期間は10月から9か月間2020年6月。

クレジットカード利用の場合のポイント限度額は1万5000円です。この限度額はクレジットカードごとなのでカードの枚数分だけポイント取得できます。

なお、上限の設定は決済会社によって定まっていないところもありますのでご注意ください。

ちなみにポイントの有効期限も2020年6月までです。期限を過ぎるとポイントはすべて失効します。場合によってはポイント付与と利用期限が同じ日になる可能性もあるので利用期限にも注意してください。

さらに注意すべきは、キャッシュレス事業に参加してないカードを利用しても還元はありません。

また、使う店舗も登録店舗でなくては利用できません。フランチャイズ店の還元率は2%になります。こちらも注意が必要です。

地方税の電子納税10月1日から導入

地方税の電子納税が10月1日から開始されます。

このシステムは「地方税共通納税システム」とよばれ、以下の3方式での納税が可能となります。

① 情報リンク方式
地方税共通システムの情報をインターネットバンキングに引き継いで納付する方法

② オンライン方式
Pay-easyのキー情報を入力して納付する方法

③ ダイレクト方式
事前に登録済みの口座から電子申告などと同時に納税する方式。

現状では法人や個人の住民税（特別徴収分も含む）、事業税が対象となりますが、今後、自動車税や固定資産税なども取り扱いができるようにする予定です。

今まで、法人税の申告で国税の納付にダイレクト納付を利用していただいた方は、従来、地方税だけ窓口納付となっていましたが、制度導入により、全税額をダイレクト納付することができるようになります。

登録の受付はすでに開始されています。担当者までご相談ください。

Q&Aコーナー 遺産分割の前に預金が引き出しできますか？

夫が急死しました。預金はすべて夫名義なので、当座の葬儀費用や生活費に困っています。どうすればよいですか？

預金の仮払い制度が導入されました

昨年、民法（相続編）改正が行われ、今年7月1日から預金の仮払い制度が導入されました。

改正前は、預金は分割協議の前に相続人全員の同意がない限り払い戻しは認められませんでした。このため、相続費用どころか生活費まで用意できない状態になってしまうことになり、問題となっていました。

そこで、相続法の改正により、相続開始時点の預金額×1－3×その相続人の法定相続分が単独で払い戻しをすることができます。ただし、1金融機関で支払いができる上限は150万円と定められています。

仮に3000万円の預金があって、共同相続人が配偶者と子2人で、配偶者が払い戻しを請求する場合、

3000万円×1－3×法定相続分2分の1＝500万円まで仮払いを請求する金額は計算されますが、上限は150万円と定められていますので150万円まで支払いを受けることができます。

公正証書遺言があれば、所定の書類を用意しておけば支払できますし、相続人全員の実印と印鑑証明があれば、その場で相続手続きも可能です。ただし、多くの金融機関は相続手続きセンターを経由することになっていますので、どの場合も時間がかかります。